

岐阜市行契第632号の2
令和8年3月27日

建設工事業者 様

契 約 課 長

工事費内訳書の提出における留意点について（通知）

日頃より本市の契約事務にご協力いただきありがとうございます。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「入札契約適正化法」という。）」に基づき、建設工事の入札の際に、入札金額の内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の提出が義務付けられており、これまでも工事費内訳書に不備がある場合は入札書を無効とすることがある旨、通知してきたところです。

令和7年12月、「入札契約適正化法」の施行に伴い、令和8年度より工事費内訳書に労務費等の項目を追加することとしましたので、下記の事項を今一度注意の上、工事費内訳書を作成・提出いただきますようお願いいたします。

記

注意点

【作成時のチェック】（記入例参照）

○以下の項目に記入漏れや誤記はないか。

- 「年月日」、会社の「所在地」「商号又は名称」「代表者職氏名」
「工事名」「工事場所」、直接工事費内訳の「工種等」

○内訳金額等が正しく計算されているか。

- 「直接工事費計」が「工種等」の合計額と一致
- 「直接工事費計」「共通仮設費」「現場管理費」の合計が工事原価と一致（土木工事の様式のみ）
- 「直接工事費計」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」の合計が
工事費内訳書の総額と一致
- 「材料費」「労務費」法定福利費の事業主負担額」「建退共制度の掛金」「安全衛生経費」の記載があること（記載がない場合、令和8年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から無効）
※市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は、以下のとおり取り扱う
 - ・当該経費のすべてを計上できない場合は、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように記載
 - ・当該経費の一部のみ計上できない場合は、計上可能な部分のみ記載し、一部のみ計上していることがわかるように記載。
- 入札金額と工事費内訳書の総額が一致
 - ・「値引」「端数処理」など経費の根拠が不明確な記載はしない
 - ・「工種等」ごとに内訳金額を記載することなど

【提出時のチェック】

○工事費内訳書が正しく添付されているか。

- 別工事の工事費内訳書ではないか。
- 工事費内訳書とは関係のない書類ではないか。
- ファイル形式は読み込み可能な一般的なものか（電子入札システム利用時）。

【お願い】

工事費内訳書は貴社独自の様式を使用可としておりますが、本市提供の工事費内訳書は必要事項があらかじめ入力されておりますので、本市提供の工事費内訳書を使用していただくようお願いいたします。

《参考》

「岐阜市競争入札心得」(一部抜粋)

1.1 入札の無効

(6) 金額、名称、その他入札に必要な要件を欠く入札又は確認し難い入札

(1.1) 工事費内訳書又は技術提案書の提出を求められた場合において、指定された期限までに、当該工事費内訳書若しくは当該技術提案書の提出をしない者のした入札又は当該入札に係る積算金額と入札金額が著しく相違する工事費内訳書その他入札者の名称、工事名等の必要事項を確認し難い工事費内訳書を提出した者の入札

担当

岐阜市行政部契約課

電話 058-214-2951 (審査係)